



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

10月1日からスタート！消費税のインボイス登録申請



インボイス制度（正確には「適格請求書等保存方式」）は、消費税の免税事業者（基準期間の課税売上高が1000万円に満たない事業者）の方ほど影響を受ける可能性が高いです。ご注意ください！

現在の消費税率は10%、ただし飲食料品などについては8%の軽減税率が適用されています。そのため、スーパーやコンビニで受け取るレシートでも、10%と8%を区分して記載するようになっていきます。同様に事業の取引でも、領収書や請求書にはそれぞれの商品に対する適用税率（または消費税額等）を区分して記載する「区分記載請求書等」を発行するようになり、その保存が仕入税額控除*の要件となりました。

さらに、2年後の令和5年10月からはこの要件が厳しくなり、消費税の課税事業者にしか割り振ってもらえない「登録番号」を領収書や請求書に記載する仕組みに代わります（図1）。では、免税事業者はどのような影響を受け、どういった対応を取ればよいのでしょうか。

※仕入税額控除とは…消費税の納税額は、原則として「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入等（商品仕入や諸経費など）に係る消費税額」を差し引いて計算します。この差し引く消費税を「仕入税額控除」といいます（ただし簡易課税方式を選択した場合を除く）。

インボイス制度が始まるとどうなる？

令和5年10月を迎えインボイス制度が始まると、消費税の課税事業者が消費税の計算をする際（帳簿を付ける際）に、受け取った領収書・請求書などに「登録番号」の記載があるかどうかを確認し、記載がない場合（＝免税事業者との取引）は消費税の仕入税額控除に算入できなくなります。これは、消費税の納税義務がある事業者からすれば、支払ったはずの経費が消費税の確定申告の際には経費に算入できないことを意味します。

そのため、「登録番号」を持たない免税事業者は、取引相手の候補から除外される（または免税事業者であることを理由に割引交渉をされる）ことが考えられます（免税事業者からの課税仕入れには経過措置があります）。

免税事業者の対応は？

前述したように、消費税の免税事業者のままでいると、取引の相手先（売上先）が消費税の納税事業者の場合、売上先に損をさせてしまう可能性があります。また、「登録番号」を附番された納税事業者は、国税庁のホームページに「適格請求書発行事業者」として公表されますので、そこに名前がない事業者は、消費税の納税義務がないことが分かる仕組みです。「それはズイ」と思う方は、敢えて消費税の課税義務者になって「適格請求書発行事業者」になるという選択ができます。ただしその場合、消費税の確定申告をするということになりますから、令和5年10月以降は消費税の納税が発生することになります。

適格請求書発行事業者になるための手続きは？

適格請求書発行事業者の登録申請書を税務署に提出する必要があります。令和5年10月1日のスタート時から適格請求書発行事業者になるためには、原則として令和3年10月1日から令和5年3月31日までに手続きが必要です。

よく考えて準備を

現在、免税事業者の方でも、売上先が個人客ばかりで事業の経費に落とす可能性がなければ、無理に適格請求書発行事業者になる必要はないでしょう。売上先に事業者がいる方でも図2のように、令和11年9月末までは免税事業者との取引であっても、80%・50%を控除できる経過措置が設けられていますので、売上先が少数であれば、交渉次第でしばらくの間は大目に見てくれるかもしれません。ただし、消費税を納税する事業者からすると、「自分に全く落ち度のないことで例え1円でも損をするのはイヤだ」と思うのが人情でしょう。経過措置があることを頭に入れつつ、慎重に交渉を運ばなければ、他の事業者と入れ替えられる危険性があります。

逆に、すでに課税事業者で消費税の申告を一般課税方式でしている方は、仕入や外注費などの経費の支払い先が消費税を納税しているのか、あるいは適格請求書発行事業者になるつもりがあるのかを、そろそろ確認していく必要があるでしょう。

図1

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

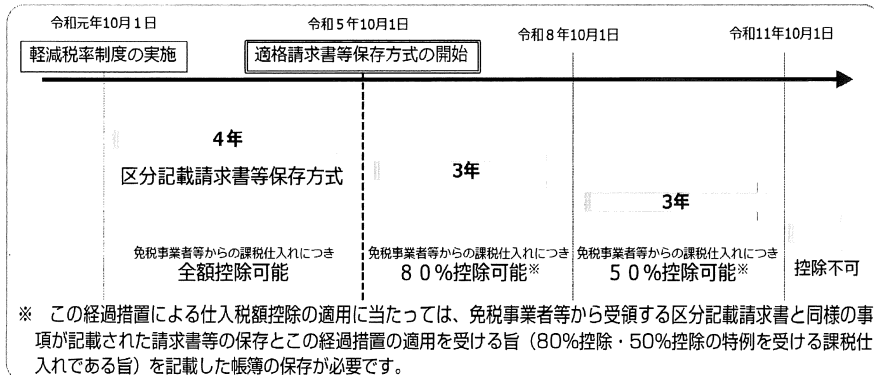
△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) 軽減税率対象

図2



お見逃しなく!!

「月次支援金」などの対象月が追加されています

青色だより6月号と7月号に、国の月次支援金及び福岡県中小企業者等月次支援金、福岡市の売上が減少した事業者への支援について掲載しましたが、まん延防止の延長や緊急事態宣言の再発令に伴い対象月が追加されています(対象月毎に申請が可能です)。各支援金や対象月によって申請期限が異なりますので、ご確認のうえ申請漏れがないようご注意ください。

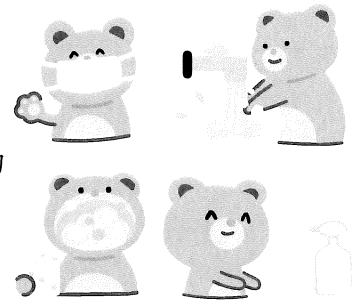
なお、当会は「月次支援金(国)」の事前確認を行う登録確認機関となっております。月次支援金を初めて申請する方で、事前確認がお済みでない方はお電話にてお問い合わせください(一時支援金を受給済の方は、月次支援金申請の際には事前確認は不要です)。※青色だよりのバックナンバーについては当会ホームページにて閲覧が可能です。

事業者向けの協力金・支援金には税金がかかります ～ブルーリターンAへの入力について～

新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者向けに、国や各自治体から協力金や支援金などの支援策が実施されています。支給した協力金・支援金については課税の対象となりますので、事業収入として記帳する必要があります。

協力金や支援金が入金されたときの帳簿への入力は…

- ・ 事業用の口座に入金があった場合(会計ソフトに記帳している通帳に入金があった場合)
→ 普通預金出納帳より、勘定科目は『雑収入』(科目コード:441)として入力
- ・ 生活用の口座に入金があった場合(会計ソフトには記帳していない通帳に入金があった場合)
→ メインメニューの仕訳帳入力より、以下の画像を参考に仕訳として入力



仕訳帳入力

青色 太郎(小売・卸売業)
会計年:2021 / 消費税対応無

ブルーリターンA

年	月	日	伝票番号	金額	コード	借方科目	摘要	コード	貸方科目	金額	税区分	税区分	税合
21	8	1	6	100,000	191	事業主貸	月次支援金	441	雑収入	100,000			

※詳しい操作方法は当会ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

※協力金や支援金は消費税『不課税』となります。消費税の申告の際は不課税売上として計算します。その他、記帳については当会までお問い合わせください。

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談
ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

9月6日(月)・15日(水)

10時～12時 / 13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々

※上記は都合により変更する場合がございます。

法律相談日のお知らせ

弁護士の橋先生による無料相談

9月15日(水) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は上記の日程をご確認の上、事前に事務局まで**ご予約**ください。

行事予定	行事予定日	行事内容
今月以降の 行事予定	9月6日(月)・15日(水)・10月4日(月)	税務相談日
	9月15日(水)	法律相談日
	9月28日(火)	【該当者のみ】消費税中間申告 振替納税利用者の振替日
	9月30日(木)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限

ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com

H P: http://aoiro-f.com/

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

福岡県にも4度目の緊急事態宣言が発令されました。

デルタ株は子どもにも感染しやすいということで、より一層感染対策をしていかないといけませんね。福岡市では意外とはやく若い世代にもワクチン接種が進んでいるような…。そろそろ出口がみえてきてほしいところです。